

厚生文教委員会記録

とき 令和8年1月30日

国分寺市議会

厚生文教委員会

令和8年1月30日（金）

○ 出席委員

委員長	皆川 りうこ
副委員長	鳥居 あかね
委員	高野 ふみお
	松岡 まり
	田中 政義
	星 いつろう
	木島 たかし

○ 審査事項

1 調査 学童保育所の整備について

R 7 . 6 . 5

《報告事項》

- (1) 令和7年度国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会からの答申について
- (2) 令和6年度子ども若者・子育ていきいき計画実施状況について
- (3) 国分寺市こども誰でも通園制度の実施について
- (4) その他

2 陳情第7-3号 すべての中学生が温かい給食を食べられる仕組みの検討を求める陳情

R 7 . 9 . 5

午前9時32分開会

○皆川委員長 皆様、おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。

ただいまから厚生文教委員会を開会いたします。

なお、本日は、市長は公務のために終日欠席いたします。また、ふるさと文化財課長より、家族介護のため終日欠席ということで届出が出ておりますので、御報告いたします。



○皆川委員長 それでは、調査事項 **学童保育所の整備**についてを議題といたします。

担当より説明を求めます。

○山元子ども子育て支援課長 おはようございます。本日はよろしくお願ひいたします。

学童保育所・児童館ランドセル来館事業における小学4年生の受入れ状況について御説明させていただきます。こちらは調査事項である学童保育所の整備そのものではございませんが、整備等を続けた結果、高学年の中でも特に御要望の多かった小学4年生の受入れ先への拡充について、順調に進めることができおりますので、その点について御報告をさせていただきます。資料を御用意しておりますので、併せて御覧ください。

まず、1番の学童保育所における小学4年生の募集状況について（令和8年4月入所）ですが、令和8年度は五小学区に新規開所する第四日吉町学童保育所にて、公設学童保育所において初めてとなる高学年の受入れが開始となります。第四日吉町学童保育所は旧権利擁護センターの建物を利活用するものですが、現在、改修工事が完了し、備品等の搬入を進めている段階であり、令和8年4月の開所に向けた準備を滞りなく進めることができしております。また、入所申請に関しましても、新規開所の学童保育所は初年度申請数が少ないという過去の傾向に反し、低学年、高学年ともに申請が一定数なされている状況であり、順調な出だしとなる見込みです。また、民設学童保育所では、三小、九小学区に学童保育じゃんぷ恋ヶ窪クラブが新規開所することに伴い、昨年度の6施設より1つ多い7施設で小学4年生の受入れが行えることとなりました。

次に、2番の児童館ランドセル来館事業の実施状況についてですが、事業を開始した令和5年度は1名の利用でしたが、その後、実施館の拡大、利用要件の緩和、登降所システムの導入、小学4年生の受入れ開始等に取り組んだ結果、令和7年度には4年生37名を含む76名の児童が利用するに至っております。学童保育所の1支援単位の基準が40名以下とされておりますので、実に学童保育所2施設分に相当する小学生児童の居場所の拡充を、施設整備によらずに実現することができている状況です。

最後、3番にて、小学4年生が利用可能な学童保育所及び児童館ランドセル来館事業について（学校区別、令和8年4月時点）ということで、1番と2番を受けての小学校区ごとの小学4年生の受入れ状況をまとめております。令和8年度は、御覧いただくとおり、全ての小学校区で学童保育所ランドセル来館のいずれかに申込みができるという状況を整えることができました。今後につきましても、日々の保育や学童保育所アンケート、保護者会との懇談会等を通じて、児童や保護者の声にしっかりと耳を傾け、真に望まれる形での高学年を含めた小学生児童の居場所の充実に努めてまいります。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○皆川委員長 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○高野委員 御説明ありがとうございました。最初に御説明のあった公設公営の第四日吉町のほうは、6年生まで募集を開始されたということで、いいことかなと思います。これは新設で、順調に募集されて

いるということなんですけども、以前もそういった質疑をしましたが、ほかの学童にも学年を拡大していく方針であるということによろしいでしょうか。

○山元子ども子育て支援課長 公設学童保育所につきましては、低学年を全入で受入れてもなお定員に空きがあった場合には、高学年を受入れるとする条例改正を行っておりますので、そのようにさせていただきます。

○高野委員 空きがあればということですが、その見込みはどのようになっていますか。

○山元子ども子育て支援課長 今後の見込みといたしましては、令和8年12月に、八小地区に第二・第三西町学童保育所が開所となります。2施設加えますと、定員が大幅に80名ほど増えまして、現在いる児童を全て受け入れても定員に空きが生じる見込みがございますので、公設において、次に高学年の受入れが開始となる施設としては、この第二・第三西町学童保育所の可能性が高いと見ております。

○高野委員 分かりました。ぜひ、拡大のほうで動いていただければと思っております。

また、ちょっと別の観点なんですけど、児童館のランドセル来館事業というところで、前の委員会での質疑を確認したところ、まだ学童のほうがいいという保護者の方が結構いらっしゃるので、児童館のPR動画を活用してはと、他の委員の方から指摘がありました。改めて、そのPR動画はどんなものかなと見てみたんですが、私が見たところ、2館だけで、しかも、コロナ禍のときのものでしたんです。そうした児童館のPR動画について、更新とか追加、拡充などをする考えはありますでしょうか。

○山元子ども子育て支援課長 そちらについては、現在、準備中で、今後、進めてまいります。

○高野委員 準備中なんですね。分かりました。ちなみに、何館くらい準備されているのでしょうか。

○山元子ども子育て支援課長 まずは、基幹施設からということと考えております。

○高野委員 基幹施設というのは2館ですか。

○山元子ども子育て支援課長 2館になります。

○高野委員 では、今、載っているものの更新ということなんですか。うなずいていらっしゃるので、理解いたしました。よろしく願いいたします。

あと、最後にもう1点、安全管理の面について、これも他の委員からの指摘が以前にありまして、登所時と降所時、帰るときのICカードの導入という指摘があって、学童は全部終わっているということによろしかったのでしょうか。

○山元子ども子育て支援課長 学童につきましては、登降所システムのほうを導入しております。また、児童館ランドセル来館事業につきましても、今年度の政策的経費のほうで、同様のシステムを導入する予算を計上しておりまして、既に設置済みでございます。また、基幹施設以外の指定管理事業者が運営をする児童館についても、同様のシステムを導入しております。

○高野委員 分かりました。よろしく願いいたします。

○皆川委員長 ほかに質疑のある方。

○星委員 今日の資料で、4年生以上の受入れが広がってきているということがよく分かりました。私もそうですけど、ほかの議員の皆さんも、4年生以上の受入れということは、市民の皆さんの声としてずっと要望されてきたことなので、ここまで進んできたなということはよく分かりました。

その上で、伺いたいんですけども、今度、公設公営も始まりますし、民設民営はこの間行ってきましたが、4年生以上の需要について、どのように見ているのか、市としてのこれまでの実践も踏まえて、その辺りの御見解を伺いたいと思います。

○山元子ども子育て支援課長 4年生以上の需要というのを見るために、まず、今年度のランドセル来館の4年生の利用状況と、あと、民設民営学童保育所の4年生の試行実施の利用状況というのを確認してみました。そうしたところ、約4割ということで、低学年の学童の利用率の6割7割よりは若干低い結果になりました。ただ、それでも募集をすれば申請が一定数出るという状況でございますので、4年生については受入れを始めたばかりで、まだここで、早急に結論を出すことはできませんが、今後、二、三年かけて登所率等を見ていくことと、あと、保護者ですとか子どもの声を日々聞くことで、慎重に、今後の需要というものを見定めてまいりたいと考えております。

○星委員 今、示していただいた割合というのは……。

○山元子ども子育て支援課長 こちらは利用率になりますので、登録をしているお子さんが、どの程度利用しているかということです。

○星委員 分かりました。高学年が4割ということは、もしかしたら、親が心配だから一応登録しておこうということもあるかもしれないですけども、そのうち4割は実際に登所して、学童で過ごしているという数字ということでしょうか。

○山元子ども子育て支援課長 開所日数に対して何日来ているかというところで、それを登所率というふうに呼んでおります。例えば、1か月で20日間、開所日数がございましたら、その中、5日来ていれば4分の1なので、25%ということになります。

○星委員 分かりました。でも、結構高い割合かなというふうに印象的には思いましたので。子どもたちも、親が申し込めば4年生になっても行っているということは一定言えるのかなと、今の数値を教えてくださいました。

同時に、私が4年生以上を望んでいたのは、特に三季休業中、夏休みが酷暑で、子どもが物すごい暑さの中、どこかに遊びに行ったとき、お父さんお母さんは遠くで働いていて、何かあったら不安だということも含めると、やはり学童保育所に行って三季休業中を過ごしてもらいたいという実態などもお聞きしながら、4年生以上ということを要望してまいりましたが、一方で、小学生ともなると学年ごとに遊んだりするという面はあると思うんです。ですから、民設民営でも公設公営でも、高学年になっても来たい環境、子どもたちが行って過ごしたいと思う環境づくりというのも、子どもたちの安心安全のために必要になってくると思うんです。その辺りについて、これまでの民設民営学童保育における実践なり、市としての問題意識なりから、子どもが通いたい学童保育所という環境づくりについて、何かあればお聞かせいただければと思います。

○山元子ども子育て支援課長 まず、子どもが望む居場所ということについては、成長に応じて、どういった環境を好むのかというところは変わってくるものであるかと思えます。なので、そういったことに関しましては、先ほど、最後に申し上げさせていただいたとおり、日々の保育の中で子どもの声を聞くとか、保護者会において保護者からお話を聞くとか、そういったことを通じて、真に子どもが望む居場所というのはどういうものなのかということ、これから模索していければと思います。

なので、高学年については、学童保育所を真に好んで利用しているかというところは、利用率が低学年より低いということもございまして、そこはなかなか見極めが難しいところではあると思うんですが、学童保育所だけではなくて、その他の居場所の拡充ということも含めて、今後、検討してまいります。

○星委員 先ほども申し上げましたが、酷暑の問題とか、今、ちょっと状況が変わってきましたので、子どもたちが行きたいと思うような環境づくりにつきましては、引き続き研究なり、実践的に進めていただ

ければと思います。学童保育所が、混んでいると、あまり行きたがらない子が、多いのか少ないのか分からないんですけど、土曜日は楽しいという声は結構多く聞かれるので、土曜日は子どもが少ないので、先生たちにもよく見てもらえたりするということなので、こういうことが子どもが行きたい場所につながっていくのかなと思いますので、そういうことも含めまして、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

○皆川委員長　ほかにございますか。

○松岡委員　御説明をありがとうございます。今の星委員の御質疑にも関係していたことを、私もお聞きしたいなと思っていたところでした。学童保育所と児童館ランドセル来館事業で、4年生以上も含めていろいろと整備していただいて本当にありがたいと思っています。私のもとにも届いている子どもたちの声を聞いていますと、学校で疲れたので行く気がしないという声も、たまにあります。どういったふうに子どもたちの声を聞いて、それを児童館や学童の整備、そして環境づくりに生かしているのかなというところを、お聞きしたいと思っていたところでした。今の御答弁では、日々の中で声を聞いていたりとか、保護者会とかで考えてくださっていて、それ以外の居場所の拡充というのも必要だと私も思いますので、こちらについてもしっかりお願ひしたいと思っております。

私からの質疑は、ランドセル来館事業についてで、今、この申込みをするときに、保護者が児童館に直接来館して、登録用紙に記入する手続が必要ということなんですけれども、人気のある児童館もあって、申込みが始まったときに、急がないと定員いっぱいになってしまうという思いがあり、保護者の皆さんは、忙しい中で来館することが難しい方もいらっしゃるのではないかと考えているんですけど、こういったところに関して、どのように考えていらっしゃるのか、お聞かせいただけたらと思います。

○山元子ども子育て支援課長　ランドセル来館の利用申請につきましては、現在、電子申請というものは行っておらず、児童館のほうに直接来館をして、申請をしていただくということ形になっております。

今後につきましても、その形を継続したいと考えておまして、その理由といたしましては、ランドセル来館の御利用に関して、しっかりと一度、申込みの際に保護者の方と面談を行わせていただいて、まず、利用要件を確かに満たす申込みであるのかということを確認させていただくことと、今後、お子様をお預かりすることになるわけですから、利用上の注意などを丁寧に御説明させていただいて、安全なお預かりをさせていただくために、一度、保護者とお会いして、お話をさせていただくことが必要であると考えておりますので、今後も、申込みは電子申請ではなくて、直接来ていただいて行っていただきたいと考えております。

○松岡委員　ただいまの答弁で大方理解はいたしました。保護者の方と面談するというところで、本当に子どもたちを丁寧に見ていただいているというところも受け取れます。ただ一方で、手続としてはなかなか大変だという声もありますので、そういったところも受け止めていただきたいと、要望させていただきます。

○皆川委員長　ほかに質疑はありませんか。

○田中委員　基本的なところなんですけど、ランドセル来館は、高学年は対象ではないんですか。5年生、6年生はどうなんですか。

○山元子ども子育て支援課長　ランドセル来館につきましては、現在、高学年は4年生のみの受入れとさせていただきます。

○田中委員　理由をお伺いできますか。

○山元子ども子育て支援課長　児童館のランドセル来館にも定員がございますので、学年を拡充すること

で、低学年ですとか4年生が利用しづらくなることがあってはいけないということで、学年の拡大に当たっては慎重に行わせていただいております。

- 田中委員 家に帰らずに直接行けるのが、ランドセル来館ということですよね。その定員があるというのはどういうことなのか。学童のそもそもの定員のことをおっしゃっているのか、どういうことですか。人数を限るという理由がよく分からないんですけれども。
- 山元子ども子育て支援課長 児童館ランドセル来館事業につきましては、児童館の面積等に応じて受入れ可能な人数を定めさせていただいて、そちらを定員とさせていただいております。
- 田中委員 そうですよね。なので、ランドセル来館だろうが、そうでなかろうが、学童保育所の定員ということですよね。ランドセル来館の人数を絞っているわけではないということですね。
- 山元子ども子育て支援課長 学童保育所とランドセル来館につきましては、それぞれ定員を設けさせていただいております。ランドセル来館につきましても、ランドセルを持ったまま学校から来られる、直接児童館に来られるという制度ですので、例えば、ランドセルをお預かりするためのロッカーの設置ですとか、そういったことが必要になりまして、そこからも定員数を定めさせていただいております。無制限に受け入れられるというものではないです。
- 田中委員 ランドセルを生徒が自分で管理するのではなくて、預けるのですか、クロークみたいな感じでということですか。
- 山元子ども子育て支援課長 そのとおりでございます。ランドセルについては、自分で管理をするということではなくて、ロッカー等、鍵のかかるところでお預かりをさせていただきます。
- 田中委員 随分厚待遇だなと思います。むしろ小さい学年の子ほど、一度家に帰らせるとか、そういうことが必要だと思ったんです。高学年ほど、直接行っても大丈夫なのかなとは感じたんですけども、今後、少しずつ広げていくことはできないのでしょうか。キャパシティの問題だとか、学童のほうで荷物をしっかり預からなきゃいけない、それってどうなのか。今後もそういう対応になるわけですか。
- 山元子ども子育て支援課長 現状におきましても、ロッカー等を設置できる数については、面積から最適な定員数を導き出して定めておりますので、定員数をこれ以上拡大するということは、児童館ランドセル来館事業においては想定しておりません。ただ、対象学年の拡大ということに関しましては、しばらく4年生までの受入れということで行ってみて、それでも大きく定員に空きがあるような児童館が出てきた場合には、検討する余地があるかと考えております。
- 田中委員 分かりました。自分の荷物ぐらい、自分で管理させたほうがいいのではないかと思うんですけど、承知しました。終わります。
- 高野委員 関連で伺います。児童館は、面積によって利用者の定員があるということなんですね。基本的なことの確認なんですけど、ケアするほうの人の配置基準も面積なんですか、それとも利用者に応じるのでしたでしょうか。
- 山元子ども子育て支援課長 児童館については、特に学童のような職員の配置基準というものはございませんが、ただ保育をするわけではなくても、子どもたちの見守りというのが必要になりますので、そちらが可能な人数を配置しております。
- 木島委員 一連の質疑で大体状況は分かったので、この間の様々な市の努力については高く評価をしたいと思います。ランドセル来館も、この表で分かるとおりに令和5年度から始まって、基準を大分見直していただいて、かなり大きく人数も増えて、ニーズがそれだけあるんだなということも感じています。

それで、この表でいえば、3番のところ、分かりやすく状況が表されているんですけども、公設の第五小は別にして、できれば民設学童ランドセル来館、双方の選択肢があるのがもちろん望ましいのかなとは思っているんですけども、そういった中で民設学童のほうも、かなり御理解、御協力をいただいて、このような体制が大分整ってきているということで、この点も本当に評価できることかなと思っ

○山元子ども子育て支援課長 ※第八小学区のランドセル来館につきましては、現在の登録数が13名となっております。第六小学区につきましては、登録数が19名になっているかと思っ

○木島委員 分かりました。思ったより結構いらっしゃいましたが、この2番の表の76人のうちの人数でいいんですね。となると、この2つの小学校で半分近くということで、民設学童はないけれども、その分、ランドセル来館でカバーできていると思っ

その中でも、4年生はまた別な数ということなんだと思うんですけども、いずれにせよ、地域によってニーズに応えられる環境が整うことが、より望ましい方向性になってくるのかなと思うんですけども、今後、例えば、双方の民設学童、またランドセル来館の空白になっているところというんですか、この辺りの今後の方向性について、今、どのように考えているのか、見解を求めておきたいと思っ

○山元子ども子育て支援課長 まず、児童館につきましては、学区としてはないところもあるんですが、ただ、市内の全ての小学校から遠過ぎて行けないということがないように、バランスよく配置をさせていただいておりますので、少し遠くなってしまうかもしれませんが、学区を越えて御利用いただくことはできるかと思っ

○木島委員 分かりました。確かに児童館の場合は学校区ごとではないということもありますし、いずれにせよ、この間、市の努力によってここまで拡充されてきているということが、よく分かる今日の報告かなと思っ

○山元子ども子育て支援課長 申し訳ございません。先ほどの答弁で私が発言した人数でございますが、現在登録をされている方ではなくて、今年度に利用された方の延べ人数でございます。訂正のお取り計らいをお願いいたします。

○皆川委員長 訂正を認めます。

では、改めて、学校名と延べ人数をおっしゃっていただけますか。

○山元子ども子育て支援課長 まず、六小学区の新町児童館に関しましては、今年度利用された方の延べ人数が19名でございます。次に、八小学区の西町児童館につきましては、今年度利用された方の延べ人数が13名でございます。

○木島委員 分かりましたが、実態の人数というのは、分からないんですか。

○皆川委員長 延べ人数というところで、分かりづらいところがありますので、もう一度答弁いただけますか。

○山元子ども子育て支援課長 すみません、延べ人数につきましては、今年度、児童館ランドセル来館事業のほうに登録をして、一度でも利用された方の人数という形でございます。

○皆川委員長 よろしいですか。ほかに質疑のある方。

○鳥居委員　　お願いいたします。第四日吉町学童保育所が開所するというので、その拡充については、本当に市の御努力を高く評価したいと思います。登録者数が低学年と高学年ともに順調な出だしだという御報告があったんですけども、定員に対して何名ぐらいの入所人数だったのでしょうか。この地域の学童保育所が、出だしから需要が高かったという背景について、立地だったりとか、社会的背景の変化だったりとか、要因というものは、何かお考えありますでしょうか。

○山元子ども子育て支援課長　　学童保育所の入所人数に関しましては、例年、第2回定例会で、正式な数を報告させていただいておりますので、そのようにさせていただきたいと思います。ただ、繰り返しになりますが、新設学童等は、なかなか入らないという過去の傾向がございましたが、それに反して、一定の申請はいただいている状況でございます。

このように、初年度から非常に多くの申請をいただけている状況というのは、第四日吉町学童保育所は、第五小学校からは遠いですが、ただ、周辺にお住まいのお子様というのは多くいらっしゃいますので、その方たちにとってのニーズを満たすものであったために、申請をいただけていると考えております。

○鳥居委員　　御回答ありがとうございます。周辺のニーズをしっかりと酌み取った形が人数に表れているということが分かりました。御説明にあったように、今後は、その他の居場所の拡充ということも併せてやっていく、それが本当に大切だということもすごく分かるところでありますので、ぜひ、よろしくお願いいたします。

○皆川委員長　　ほかにありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○皆川委員長　　それでは、ないようですので質疑を終了いたします。

それでは、調査、学童保育所の整備については引き続き調査することとし、継続といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○皆川委員長　　御異議なしと認め、継続と決しました。

————— ◇ —————

○皆川委員長　　続きまして、報告事項を受けたいと思います。

報告事項1番　令和7年度国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会からの答申について、報告をお願いいたします。

○越川保険年金課長　　令和8年度の国分寺市国民健康保険の税率改定について、令和8年1月14日に本市の国民健康保険事業の運営に関する協議会から答申をいただきましたので、御報告いたします。資料を御用意しております。答申書の写し及び第2回目以降の国保運協に提出した資料のうち、次第などの事務的内容を除いたものです。残りの資料及び議事録については、本市のホームページに掲載済みです。

なお、1回目の資料は、10月の閉会中の厚生文教委員会で提出済みです。今回の報告の中で説明しますのは答申のみとしますので、あとはお読みいただければと存じます。

まず、今回の答申の前提となる共通理解を御説明します。日本の社会保障制度は、高齢者への支援を中心とする考え方から、子育て世代、若者など、全ての世代を網羅しながら、給付と負担のバランスを取って、制度の持続可能性を高める社会保障制度へと既に大きくかじを取っています。これを全世代型社会保障への転換と呼んでいます。

2つ目は、国民健康保険制度には、低所得者支援が制度として組み込まれているという点です。低所得

者に対しては均等割額の軽減があり、望まぬ理由で退職した方へも軽減措置があります。国保制度では、加入者の過半数が、何らかの軽減措置の対象となっています。そのため、保険税率の改定を検討する際には、低所得者への配慮は既に制度内で一定担保されており、年々拡充の傾向にあるということをお伝えしました。

3つ目は、少子化対策と国保の財政健全化は、切り離せないという点です。国保財政に赤字を抱えたままでは、一般会計からの法定外繰入金が増える一方、国や都からの交付金が減算され、結果として、ほかの行政施策に充てる財源を圧迫します。市の支援が必要な方は、国保加入者に限られません。国保財政の安定化を目指すということは、将来世代のインフラ整備であり、市政全体に影響する課題であると捉えています。

諮問事項検討の前提として、以上3つの視点を協議会として確認していただきました。

次に、資料の2ページを御覧ください。諮問事項1は、課税限度額の規定方法の見直しです。課税限度額とは、公平性と制度の持続性を確保するため、高所得者層に負担していただく保険料について、国が政策判断で決めている上限です。

これまで、国分寺市では、慣行上、国の政令改正から1年遅れで課税限度額を改定してきました。しかし、今回、試算した結果、この1年遅れの改正により、限度額改定の都度、2,000万円程度の歳入機会の損失が生じていた可能性があると分かりました。これは毎年目指している1億円の赤字削減額の約2割に相当します。この不足分は一般会計からの繰入れで補っており、結果として市民全体の負担につながっていました。課税限度額については、制度上自治体独自の裁量があるように見えますが、その裁量を行使すると、高所得者層に負担していただく保険料を、低所得者層も含めた市民全体で補填することになってしまうよう構築されています。本市の慣行を維持しつつ、この状況を回避するために、今回、事務局として、あらかじめ、国が定める政令の基準に本市の課税限度額を連動させると、本市の条例に規定しておく方式を提案し、国保運協で承認をいただきました。これにより、政令改正に遅れることなく課税限度額を適用でき、高所得者層に対して国が想定する負担を適切に求めることが可能となります。

次に、諮問事項2について御説明します。東京都が示す標準保険料率をゴールとし、段階的に近づいていくという基本的な考え方は、昨年度の答申を踏襲しています。残されていた課題は、ゴールまでどのようなペースで近づいていくかというものでした。今回、事務局として、現行の保険税率と標準保険料率との差をゴールまでの残り年数で割り、次年度の改定に反映させるという考え方を提案し、承認をいただきました。標準保険料率の変動により走るペースが変わることも予測されますので、毎年度、国保運協で確認、微調整を行います。この方式を取ることで、合理性、公平性、予見可能性を継続的に確保できるものと考えています。

諮問事項3は、子ども・子育て支援金の取扱いです。子ども・子育て支援金は、医療給付との対価関係を持たない国が、全国一律で算定方法を定めた新しい制度です。少子化対策事業を行うために、必要な費用の一部を一刻も早く広く浅く確実に集めるために、既存の社会保険制度を活用した、言わば徴収代行のような仕組みとして構築されました。そのため、形式的には市区町村国保に保険料率を定める裁量があるように見えますが、制度の成り立ち上、自治体が独自に税率を設定する合理性はなく、市区町村ごとに差が生じると、かえって公平性や被保険者の予見可能性を損なうおそれがあります。

そこで今回、国の算定省令に基づき、あらかじめ本市の条例で東京都が定める子ども・子育て支援金分の標準保険料率を引用すると定めておく整理を行いました。この整理により、歳出に対応する歳入を安定

的、継続的に確保できますし、被保険者の予見可能性も確保できます。

報告は以上になります。

○皆川委員長 報告が終わりました。質問のある方は挙手をお願いいたします。

○高野委員 御説明ありがとうございました。毎回、こういう話をさせてもらっているんですが、国は今、積極財政ということを行っています、積極財政というのは財政出動して減税すべきじゃないのかなと。あと、国保は税でもありますが、社会保険料でもあって、社会保険料負担の軽減とか引下げが、今、社会的課題ではないのかなというのは、これは私の意見として申し上げるにとどめます。

質問なんですけども、今回の、この上げ幅は過去何番目になるか、過去最大なのかどうか、分かる範囲で結構なので教えてもらえますか。

○越川保険年金課長 そのように過去の上げ幅との比較はしたことがないんですが、少なくとも昨年度の上げ幅よりは緩やかになっているというふうに計算しております。

○高野委員 分かりました。

あと、子ども・子育て支援金制度ということで、昨日、商工会議所の講演会に行ってきた、そのときに演者の方が、支援金と聞いて、もらえるのかと思ったら払うのかと驚いたと言っていて、これは、多くの国民の実感ではないのかなと。まだ多くの国民の理解が得られていないというのが市の資料にも出てきます。第3回配布資料の1ページ、子ども・子育て支援金創設による条例改正の方向性についての1.提案の背景の4番目の点のところ、「いまだ国民の理解と納得を十分に得られている状態とは言いにくい」ということを、子ども・子育て支援金が医療保険料と併せて徴収されることについての違和感というのは資料にも記載をされているとおりに思います。

これは社会連帯というよりは世代間対立・分断を招くんじゃないのかなと、これも個人的な意見として述べさせていただいた上で、一方で、市としては、これは国が負担すべきで、自治体負担増加というのはおかしいと。これもそのとおりかなと私も思います。

ただ一方で、市は商品券の発行をこの前決めましたが、市長が市独自財源を投入するというのもやっけていっちゃって、積極財政というものを、市としてもやっていると認識をしているので、質問としてお伺いしたいのは、自治体として、少しでも激変緩和措置というものをやるべきではないのかなとと思っているんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○越川保険年金課長 自治体として、子ども・子育て支援金の激変緩和措置をするということは考えておりません。社会全体で全国統一の基準でお金をいただく、それを子ども・子育て支援のほうに回すという形になっておりますので、特に、ある自治体だけであるということは、制度の趣旨を弱めてしまうのではないかと考えております。

○高野委員 おっしゃられることは分かりました。最後になりますけども、低所得者が中心の国保加入者から、なぜ負担増を求めているのかと、あと、中所得者にも隠れた大增税になっていくんじゃないかというふうに、これも意見として申し上げます。

このレポートにかなり詳細にあるんですが、高齢者は経済的弱者とは一律には言えないというふうに分析されているわけではありますけれども、無申告世帯とかいろいろとありますが、全体の2.3%とか、例外的なところにスポットが当たり過ぎていないのかなという感想を抱きました。その上で質問として申し上げますと、高齢者世帯を男女で分けた数字というのは出ますか。すぐには出ないですか。

○越川保険年金課長 世帯として把握しているもので、男女比ということは、世帯の構成員の男女比という

ような統計は取っておりません。あくまでも世帯主、それから世帯単位ということで把握しておりまして、一人世帯の男性が多いということは把握していますが、そこで男女比ということをはる段階には、今は、ないのかなと思っております。

- 高野委員 男女比という分けはやっていないということなんですね。分かりました。それはまた別途、請求をしていくしかないのかなと。請求しても出ないですか。結構、女性の低年金問題というのは、ちまたでは言われていて、高齢者の男女格差が激しいというところはないですか。
- 越川保険年金課長 75歳以上は後期高齢者なので、国保における高齢者という枠組みで、そのような男女差というのを、今、考える必要性はないかと思えます。低所得の方には支援をというところで、今、全体的な制度の中で、男女差というのをあまり考えるようにはなっていないと思えます。
- 高野委員 分かりました。
最後になりますけど、自治体の対策として、ここで個別支援が妥当であるというふうにまとめてくださっているんですけど、いかなる個別支援なのか、具体的に改めて説明してもらってもよろしいでしょうか。
- 越川保険年金課長 個別支援に関する情報について、まず、その方の世帯の状況、困窮している状況などを聞き取って、それから、必要なサービスに回していくということを考えております。そのサービスの案内先としては、社会福祉協議会の様々な相談支援制度がございますので、そちらを御利用いただく、御紹介をする予定でございます。
- 高野委員 それは従来どおりの対応なのかなと思うんですけど、今回の、こういった新たな負担増なり、新たな条例改正などに伴って、新たな強化するメニューとかは予定されてないのでしょうか。
- 越川保険年金課長 国分寺市では、低所得者への支援について、国保という枠組みの中だけで対処するのではなく、市政全体の中で対処するという考え方に切り替えています。国保加入者が年々減少していく中、国保制度の枠組みの中だけで考えていくと、本来手を差し伸べる必要があるほかの保険に加入している低所得の方への支援が行き届かず、かえって不公平になってしまうおそれがあるからです。
- 高野委員 市の考え方については理解いたしました。一旦終わります。
- 皆川委員長 ほかに質問のある方。
- 星委員 諮問事項1と2について幾つか質問しますが、私は運営協議会を多分全部傍聴しましたが、非常に客観的な資料を出されています。私は国保について、いろいろな意見を言っておりますけども、あの資料は、すごく考えることのできる材料を、委員の方に、また、市民にも提供していると思っておりますので、引き続き、様々な客観的な資料を提示いただければと思います。
あえて申し上げますが、諮問事項1で、要するに、課税限度額の改定が、今は1年遅れになっているので、上げるのが遅れるので2,000万円取れないというお話で、運協としても、国が上げたら自動的に上げるように変えたほうがいいという中身ですよ。それで、思ったのが、本当に間に合わないんですか。課税限度額はいつ出てくるのか、スケジュールもいまいよく分からないので、その辺りお願いいたします。
- 越川保険年金課長 国民健康保険法で国民健康保険料方式を取っている自治体は、もう既に国民健康保険法の施行令は改正されているんです。当市は国民健康保険税方式を取っていて、そうすると地方税法施行令の改正に合わせなければいけない形になります。地方税法施行令というのは、住民税とかが大きくウェートを占めていて、国民健康保険税はかなり端っこのほうなんです。地方税法施行令は、最後の最後、ぎりぎりまで総務省がやっていて、公布される日が3月31日なんです。そして、4月1日に施行となっているので、どう頑張っても間に合わないスケジュールになっています。

○星委員 第1回定例会中なら、最終日にやればいいのと言おうと思ったんですけど、3月31日なんです。今まで1年遅れていたのは、そういう日付の問題とは知らず、今回、運協へ行って初めて知って、1年遅らせてくれているという配慮なのかと思ったら、間に合わないからということですね。

私の印象ですけども、ここに関しては、運協の委員の方も、もう少し考えたほうがいいのではないかという意見が多かったように思いました。税率改定には賛成する意見が多く、あまり異論は出ていないという印象があるんですけども、それでも、自動的に上がっちゃうのはどうかということで、立ち止まった方が多かったです。私も揺れていたんですけども、ああいう意見を聞いて、立ち止まって考えなければと、逆に思ったぐらいで、臨時会という手もあるのかなと思ったりもしているのですが、3月31日に出されるということで、分かりましたので、取りあえずここは終わります。

あと、今後、議案になってくる予定だと思うので、そのときお聞きすればいいんですが、こういうことをしている自治体がどのくらいあるのかということについて、国分寺市が行うと決定した場合、議案として出すこととなりますので、同じことを行っている自治体はどれくらいあるのかお願いいたします。

○越川保険年金課長 今回の子ども・子育て支援金の導入を契機に、私どもも考えたので、まだ全体的なところは把握できていないんですが、26市の中では当市を含めてあと2市、全部で3市が検討中です。それ以外の市は、国の制度改正の動きが早過ぎて、正直、自治体のほうで検討するスピードが追いついていないんです。どうしたらいいのかわからなくて保留になっている自治体がほとんどという、今は、そういう状況にあります。3月半ば頃に参考条例が出されるという恐ろしいスケジュールが、今、組まれていて、議会が始まってから、急にいろんな状況を整理しなければいけなくなってしまうということで、不安な状態に置かれている自治体がほとんどです。

○星委員 自治体の置かれている状況というのが分かりました。

諮問事項1のところは以上なんですが、2のところも幾つかお聞きします。答申の2ページの下のところは諮問事項2とあり「流動的なゴール」とあります。動くゴールということもおっしゃっていましたが、この辺もちょっと表現を変えてきたなと思っているんですが、この辺の御説明をお願いします。

○越川保険年金課長 当初、動くゴールということで事務局からは提案させていただきましたが、委員から、このゴールは前に動くか後ろに動くかも分からない、横揺れというよりは前か後ろかも分からないようなゴールなので、流動的というほうが実態に合っているのではないかという御意見いただきまして、そちらを採用した次第です。

○星委員 つまり、どちらにしてもゴールは見えてないということですよ。どこまで上げれば追いつくのかというのが見えてないので、流動的なゴールというふうに捉えておりますけども。

それで、今回の答申なんですが、今までですと、次の年度の税率の案というんですか、数字として出ているじゃないですか。今回は、残りの年数で割っていくというのは、もちろんありますけども、具体的な数字が答申として出ていない理由を教えてください。

○越川保険年金課長 子ども・子育て支援金の導入があったこと、それから、診療報酬改定などの話が決まったのが12月26日で、国から示された数値をもとに東京都が計算した内容が、暫定として示されたのが、1月16日金曜日の夜だったんです。実際に私どもが計算を始めたのが、1月19日ということで、この時点では国保運協の答申をいただくことが間に合いませんでした。実際に何日に出るかということも、東京都は示すことができず、結果として16日に示してきたというところですので、数字を入れられなかったという形になります。ただ、運協の資料として出しておいた税率よりも実際の税率は下がっておりますので、

運協の方々が予測不可能な内容にはならなかったなと思っております。

○星委員　ただ、最後の回で思ったのは、税率が示されていなかったの、上げるということで一致するとしても、そこは運協の責任もありますので、もう一回開いてでも、税率は確認することは必要だと私は思いました。影響を受ける方はいらっしゃいますので、もう一回、臨時を開いてでもやるべきだと思います、ということは申し上げます。

○皆川委員長　ほかにございますか。ほかにも、手が挙がっておりますが、一定時間かかると思ひますし、1時間ほどたちましたので、ここで10分程度休憩とさせていただきます。

午前10時31分休憩

午前10時43分再開

○皆川委員長　それでは、委員会を再開いたします。

○松岡委員　一連の質問をお聞きして理解が進んだところでした。ありがとうございます。

私も幾つか質問させていただきたいと思うんですけども、先ほどの、子ども・子育て支援金についてですが、運営協議会の第4回の議事録とか資料に、実態としては、御説明にもありましたけれども、「医療保険徴収ルートをとることで、効率的・安定的・確実的に必要な費用を徴収することができる」とともに云々とあり、実質的に国民負担率を増加させることなく事業に必要な費用を徴収できると見込んだものと読み取れるというふうに資料があつて、こういったところの国民、市民への理解というのはまだまだ追いついていないだろうなと思うところです。こういったところは、市だけのことではもちろんないんですけども、丁寧に周知して、理解を促していくということは必要かなと思っています。

あと、今、お話にもありました諮問事項1の課税限度額の条例改正ですけども、このスケジュールの確認を私もしたいなと思っていたところでしたので、理解ができたところです。国の改正のタイミングと市の施行のタイミングは本当にタイトであるというところで、市で、できることをして、すごく難しい判断が求められているのだなということも、今回、改めて理解ができたところでした。

お聞きしたいのが、基本的なところになるかと思うんですけども、諮問事項2で、今、星委員も質問されていたところなんですけれど、標準保険料率が流動的なゴールであるというところを踏まえ、令和14年度に標準保険料率への到達を見込むというところ、今までのことの文章が書かれていると思うんですけども、標準保険料率を達成するということがイコール、一般会計からの繰入金の赤字解消となるのかというところに、私もなかなか腑に落ちないところがありまして、この御説明というか、考え方を教えていただけたらと思います。

○越川保険年金課長　標準保険料率を達成すると、赤字が解消するというふうに国や都は言っているところです。しかし、実際に標準保険料率を達成した八王子市からは疑問が寄せられておりまして、標準保険料率を設定するときに東京都が用いている被保険者数というのが、過去の実績から予測した数字になっております。今、国保の被保険者数は減少傾向にございますので、このままで解消できるのかということは疑問を持っているところです。

それから、地方税法の中では100円未満を切り捨てるという形になっていて、100円未満の部分を実額反映できない形になっているんです。そうすると切り捨てた分は赤字になるのではないかとということ、この前、いろいろ試算をしていて気がつきまして、課長会を通じて東京都に投げかけたところです。東京都からは研究してまいりますというお答えをいただいておりますので、今、標準保険料率が射程距離に入っ

きているので、さらに、東京都と一緒に協議していく予定になっております。

○松岡委員 御丁寧にありがとうございます。今の御説明でとてもよく分かりました。八王子市からは疑問の声が上がっているということですが、私も被保険者数がどんどん減少しているということは、これまで述べさせていただいていたので、本当に気になっていたところでありました。

こちらについては以上なんですけれども、諮問事項2の3ページの最後のところに、被保険者の健康保持増進のための取組にも引き続き尽力していただきたい、とあるように、医療の最適化という部分、それから先ほど、高野委員からもありましたけれども、低所得者層への国保の事業だけではない、その他の事業についても本当に大切だと思っておりますが、健康増進のための取組であったり、医療の最適化について、今のお考えをお示しいただけたらと思います。

○越川保険年金課長 国民健康保険の制度内で行うべき保健事業としては、糖尿病腎症の重症化予防事業、それから未治療者の方、治療中断者の方への勧奨通知、いろいろなものをやっておりますが、国民健康保険は市が保険者になっているということで、市全体で保健事業としてやったほうがいいのではないかなというものも多々ございます。そちらにつきましては、市政全体で検討させていただきたいと考えております。

○松岡委員 分かりました。詳しいことは、予算も今後ありますので、そういったところでまた確認させていただきたいと思っております。本日のところはこれで終わります。

○木島委員 今後、議案審査もあります。ただ、今日の質問の中で、私も理解が深まった部分もありますし、今、最後に松岡委員が触れた部分は、私も、ここだけは聞こうと思っていたんですけれども、前回の厚生文教委員会に報告いただいたときも、今後の介護予防も含めた予防医療等々の観点からも市政全体で取り組んでいくべき課題なのかなというか、こういった部分では負担を一定程度いただいていくということに鑑みていくと、そういった意味でも今後、今、担当課としてできること、また庁内全体でという部分も、今、課長から御答弁があったので、本当にそのとおりでなと思っています。

今日は詳しくは求めませんが、お願いしておきたいのは、そういった部分を、議案審査等のときに、明確に市としての考え方を、体系的にというか、何か考えられていることというか、その辺がもう少し具体的に分かれればいいなと思っておりましたので、一言、今日の段階では求めておきたいと思っております。その準備をお願いしたいというか、全庁的な考え方をまとめておいてほしいということです。

○新井健康部長 こちら、保険年金課以外の、例えば、健康推進課にも影響がございますし、部をまたぐということであれば全庁的な視点で答弁をさせていただきたいので、私のほうで答弁をさせていただきます。

今、具体的なところは、一部分について、取組を進めているところもございますけれども、改めて全庁的な視点で整理をさせていただきまして、第1回定例会には議案ということで御審査をお願いする場面がございますので、これに向けて整理を進めてまいりたいと思っております。

○皆川委員長 ほかに質問のある方。

○鳥居委員 諮問事項1の国民健康保険税の課税限度額改定について、課税限度額を国の基準に対して1年遅れで改正することにより、相当額の歳入機会の損失が生じていることが事務局から示されているところで、様々議論があったところなんですけれども、機会損失に気がついたという現時点のところで、早急な対応案というものを出示していただいたことは本当によかったと思っております。そして、考えるに当たって、緻密な資料を作成いただいて、審議会のほうでも深く議論されたことがしっかりとつかえるところであります。今までの機会損失の累積ということを見ると、本当に大きな額になるなと思う

ところであるんですけれども、気がついた時点での対応というのが一番大事でありますので、今の時点で決めるときには決めるという姿勢で、私も賛成したいと思っております。

個別支援については議論があったところなんですけれども、市の姿勢として国保の中だけで考えていくのではなく、市全体の中で考えていくという御説明、すごく腑に落ちるところでありますので、その個別の支援は全体でしっかりと行っていただきたいと思っております。答弁は求めません。

以上でございます。

○皆川委員長 御意見ということでよろしいですか。ほかにございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 それでは、報告事項1番を終了いたします。



○皆川委員長 続きまして、報告事項2番 **令和6年度子ども若者・子育ていきいき計画実施状況について**、御報告お願いいたします。

○千葉子ども若者計画課長 国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画の令和6年度の実施状況について御報告させていただきます。資料を御提出してございますので、併せて御覧ください。

国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画につきましては、毎年度報告を行っております。今年度は、令和2年から令和6年までの5か年計画の最終年度の評価の報告となります。資料につきまして、2ページから8ページにつきましては実施状況報告についての報告書のつくり、評価の手法、評価基準について記載をさせていただいておりますが、こちらについては前年度からの変更はございません。評価につきまして、aについては「令和6年度の目標を達成した」、bについては「令和6年度の目標をおおむね達成している」、おおむね8割ということを基準としております。cにつきましては、「令和6年度の目標を下回っている」というふうに表記上は記載をしております。施策の進捗状況については4段階で表記をしておりますので、記載のとおりとなっております。

9ページでは、各施策の評価概要を記載しております。令和5年度と令和6年度の比較をさせていただきますと、令和6年度、A評価については49事業、令和5年度は44事業でございました。令和6年度、B評価については19事業、令和5年度は23事業でございました。令和6年度、C評価は2事業、令和5年度は3事業となっております。

10ページではC評価になった事業を抽出して記載しております。事業No.31につきましては、昨年度に引き続きCとなっております。事業No.12については、待機児童解消のための認可保育所の増設について、待機児童が解消できなかったことによりCとなっておりますが、待機児童対策については、今年度も途中で御報告をさせていただいておりますけれども、計画事業の見直しを行い、新園設置での対応策を講じているところでございます。

続きまして、12ページから105ページまでについてでございます。基本目標I、施策(1)から始まり、基本目標IV、施策(3)までの事業につきまして、施策ごとに個別事業の実施状況、施策の方向性に係る実施状況、施策の進捗状況について、Cの評価と子ども・子育て会議での評価を対比し、記載をしております。その評価の違いを課題として捉えられるようなつくりとなっております。こちらについては、基本目標Iの(1)から基本目標IVの(3)まで同じように繰り返してなっており、途中途中で重点事業の各事業の評価シートをそれぞれの施策ごとに入れさせていただいているものでございます。

107ページからは、子ども・子育て支援事業の評価の取りまとめを行っております。評価については事

業の内容を4つにまとめ、それぞれ評価をしております。この中の1が、保育園等の量の見込みとして待機児童数を解消するための計画数字を記載させていただいております。こちらについての実績は、112ページに令和6年度の計画と実績の比較を記載させていただいております。今回、令和6年度はこの計画の最終年度となりますが、進捗状況、評価のCは2つであり、待機児童については既に今年度対策を講じております。総括といたしましては、5年間で対象事業の70の重点事業は、ほぼ目標に達している状況でございますので、こちらについての総括としては、この70事業について、ほぼ目標を達成していると評価をしております。

御説明については以上でございます。

- 皆川委員長 報告が終わりました。質問のある方は挙手をお願いいたします。
- 高野委員 御説明ありがとうございました。19ページです。それぞれの事業について、聞いてもよろしいですか。
- 皆川委員長 本計画は全庁的な施策にわたりますので、本日出席されている以外の御担当のところもあるかと思いますが、一定質問は受けたいと思います。ただ、全部1ページずつやっていると、かなりのボリュームがございますので、そこはある程度絞っていただければ、運営上、大変ありがたいと思います。ひとまず、質問をどうぞ。
- 高野委員 19ページの母子・父子自立支援プログラム策定事業で、これも量的は評価がCだと思うんですが、お聞きしたかったのは、対象となる市内のひとり親世帯数というのはわかりますでしょうか。そういうことまでやるのは細か過ぎますか。
- 皆川委員長 数値的なことではなく、評価の全体的なところでお願いできますか。
- 高野委員 分かりました。
27ページ、これも量的な評価がCなんですけども、児童館におけるボランティア等受入れ事業のところ、評価を見てみると、積極的な若い世代の新規登録というところではあるんですけども、これ多分、前、議会でも議論があったような気がするんですが、保育を専攻する学生の参加の状況はどうか、あと近隣の大学とか、市内在住で保育に関心が高い学生とか、若い世代はいらっしゃると思うので、その辺の周知などはどのようにされているかについて、お答えいただけますでしょうか。
- 山元子ども子育て支援課長 量的な評価のところでございますが、こちらの数につきましては、ボランティアとして登録をして、継続的にボランティア活動を行ってくださる方のみを集計しておりますので、ちょっと少ない数にはなってしまうんですが、ただ登録をして継続的にというところまで至らなくとも、日々何かの行事ですとかイベントですとか、そういったものに地域の保護者や近隣の学生等が参加して行ってくれるというところを含めれば、かなり多い数にはなると思います。
- 高野委員 学生も結構多い数になるということですね。分かりました。
- 皆川委員長 ほかに質問のある方。
- 松岡委員 資料の量が膨大ですが、気になるところは結構あったりするんです。何点かかいつまんでおっしゃっていただきましたので、77ページの乳幼児健康診査のところ、少しお伺いしたいんですけども、令和6年度実績の量的のところ、状況把握率という言葉があるんですけど、この状況把握率というのは、どんなことを指すのですか。健診に行かないと決めたとか、行っているとか、そういうところをまず状況だけ見て、その状況が見られなかった人もいるということなのか、もうちょっとお聞きできたらと思います。
- 坂本子育て相談室長 状況把握率とは、健診を受診されてなかった方に対して、アンケートや電話等を

させていただいて、状況について確認をさせていただいた方の把握率ということでございます。

○松岡委員 分かりました。されていなかった方に対してのことが書いてあるということで理解しました。

これについて、状況把握率と健康診査受診率が目標値では98%とか100%というふうになっていまして、今の実態が量的のところを書かれていると思うんですけども、このような数値となっていることについて、分析があれば教えていただけたらと思います。

○坂本子育て相談室長 受診に至らなかった方なんですけれども、仕事の関係で受診することができなかったという理由が一番多いと考えております。

○松岡委員 分かりました。仕事が理由ということで、75ページのほうにも子ども・子育て会議の評価として、共働き家庭など、平日午後の受診が困難な保護者に配慮してくださいと書かれているかと思うので、それもあかなと見ていたところでした。

日程的に難しいというところも、もちろんあると思います。本当に共働きの方がどんどん増えていて、日程が取れないということだと思うんですけども、私が申し上げたいと思っていたことは、それ以外にも、保護者が自分で子育て・子育てに関して、いろいろ学んで情報を得ていて、御自身の育児方法だったり、方針みたいなものを持っている方にとって、アドバイスされるのをちょっとつらく感じてしまうということ、たくさんの声をいただいているわけではないんですけども、ちょこちょこいただくところがありました。そういった方は、最低限見てもらえるとすごくありがたいんですけどというふうに思うようで、アドバイスがきつかったりすると、育児に自信がなくなってしまうということもあり得るという話が、私のほうには複数届いているんですけど、こういった声なんかは把握されていたりしますでしょうか。

○坂本子育て相談室長 そういったお声もこちらのほうに届いてございますし、子ども・子育て会議の中でも、委員のほうから同様な御意見が出ておりました。そういった御意見に関しましては、しっかりと受け止めさせていただき、今後の健診事業について、そういった御意見を踏まえて対応してまいりたいと考えてございます。

○松岡委員 把握されているということで理解いたしました。こちらの目標の虐待防止の視点を持つということも、もちろん大事なところだと思いますので、こういったあんばいは難しいなというふうにも思っていますが、安心して受診していただけるような体制づくりを今後も進めていただけたらと思います。

もう一点だけ確認させていただけたらと思います。49ページ、放課後子どもプランについてです。昨日、ちょうど教育委員会の定例会がありまして、そちらでも少し御説明があったところなんですけど、それも兼ねてお聞きしたいと思います。この放課後子どもプランは、子どもたちの放課後の居場所としてとても機能しているものの一つだと思っていて、人数なども増加していることが書いてあったりして、確認させていただいています。

評価理由等の量的のところの一番下でも、実施委員会、学校関係者、地域の方々の協力のもと、充実を図っていくとありますが、実際こういった方たちや卒業生の保護者などが、皆さんで協力し合って実施していただいていると思うんですけど、PTAもここに関わっているところもあるかと思うんですけど、なくなっていたりとか解体されていたりということで、放課後子どもプランの継続が難しくなっているという実情も少しずつは出てきているのかなということが気になっているところです。放課後子どもプランの実施に当たっては、昨日の教育委員会の定例会でも御説明はありましたけれども、対策を図るということもありましたが、こういったことについて、今後の市としての考え方だけ確認させていただけたらと思います。

- 皆川委員長 直接の御担当はませんが、部長もしくは事務局のほうで把握されていればお答えいただければと思いますが、いかがでしょうか。
- 日高教育部長 昨日の教育委員会定例会のほうでも御報告させていただいた内容でございますが、PTAの組織については、最近、解散という形になってくるところもございます。ただ、今現在の放課後子どもプランの実施委員会につきましては、PTAのみではなくて、近隣の地域の方、PTAのOBの方、そのような方々の組織で、運営を行っていただいている状況でございます。その辺りも含めて、今後、どういうふうに運営を進めていったらいいかということ、担当のほうでも検討していく必要があろうかなと思っております。そちらにつきましては、今後、そのような形で進めていきたいと思っております。
- 高野委員 お答えいただけるかどうか分かりませんが、93ページの生活困窮者自立支援事業（学習支援事業）のところで、量的評価ではCとなっていて、これは子ども・子育て会議の委員の方から御意見があった部分なので、確認をさせてもらいたいんですが、ボランティア講師の方の質の保証ということについて、委員の方から御指摘があったかと思うんですが、その後、その点について、何か進捗や取組などはどうなったのかということは把握されていますでしょうか。議事録を見ると、ボランティア講師の方の質の保証、質を担保する仕組みについて、御指摘があったみたいなんです。
- 皆川委員長 御担当が生活福祉課なんですけど、福祉部長、お願いいたします。
- 玉井福祉部長 質の担保ということでございますけれども、詳細は確認できておりませんが、実施主体のNPOと市との意見交換なども行っているという報告は受けているところでございます。非常に前向きに、講師の皆様も御協力いただいているところは確認してございますので、そのように取り組んでいただく皆様の姿勢については、一定、評価しています。法人が主体でやっておられると思いますけれども、またそういった視点で、委託者としても求めてまいりたいと思います。本日は一定、この程度の答弁になります。
- 皆川委員長 よろしいですか。また、ほかのページもあるかと思いますが、場合によっては予算委員会もございまして、本日は全ての担当がいらっしゃらないということをお承知おきいただければと思いますが、それを受けてほかにありますか。
- 木島委員 この手の報告というのは、本当に難しい思います。細かいところについて、聞きたい部分はあるんです。全体的な観点で、すみません、ただ一方で、やはり疑問というか、丁寧に今日、御報告をまとめてもらって、ABCの評価ということで、2つのC評価のうちの1つについては、この間の市の方針というか、待機児童対策については承知をしているところなんです。
- 一方で、これもやはり縦割りになってしまおうんですが、55ページ、防災安全課所管の自主防犯活動に関連することなんですけども、この計画自体、実施状況の報告、あるいは、令和6年度ということで、計画が新計画のほうに移行しているんですけども、この辺りというのは、令和7年度以降どういうふうな位置づけられているのですか。見ましたが、どこに出ているかも、よく承知をしていなかった部分はあるんですが、この点について、どういうふうな位置づけられているのか、課題をどう捉えられているのか、分かる範囲で教えていただきたいと思っております。
- 千葉子ども若者計画課長 こちらの自主防犯活動団体を増やすことについては、ここのところ何年か続けまして、主管課のほうからもCという評価が出ている事業でございます。主管課にも、Cのこともありまして、様々、お話をお伺いしているところでございます。団体を増やすために、以前はホームページだけだったところ、チラシを配るようにして、少しでも入っていただくような努力はしているということな

んです。この数字自体は、団体活動に対する保険をかけた団体数を集計しているそうなので、実際には、保険はかけていないけれども、自主活動をしていただいている団体はあるとは思いますが、数字としては報告できないというお話をいただいております。結果として、そのようなことを伺っております。

あと、この事業につきまして、現計画については、直接的な子どもの重点事業とはならないということで、継承している事業とは、現在、なっておりません。

○木島委員 分かりました。承知しました。

一方で、学校の登下校での安全対策ということで、本当に地域の方々の御尽力があって支えられている事業でもあり、長年活動していただける、御協力いただける団体、また個人も含めて、そのこの部分の課題があるということは、この間承知をしているところですので、新計画のほうには位置づけがないということではあるんですけれども、この部分については、引き続きそういった縦割りの課題も克服していただきながら、様々な課題をどのように克服していくのかということ、引き継がれる問題だろうと思っておりますので、引き続き、御努力をいただきたいということを求めて、終わりたいと思っております。

○皆川委員長 ほかに質問のある方。

(「なし」と発言する者あり)



○皆川委員長 それでは、ほかに質問はないようですので、報告事項2番を終わらせて、報告事項3番に移ります。報告事項3番 **国分寺市子ども誰でも通園制度の実施について**、お願いいたします。

○桑野保育幼稚園課長 報告事項の3番、国分寺市子ども誰でも通園制度の実施につきまして、御説明をさせていただきます。資料No.3を御覧ください。

国は「乳児等通園支援事業」いわゆる「子ども誰でも通園制度」につきまして、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな「給付」制度である「乳児等のための支援給付」として全ての自治体で実施することとしております。

本市におきましても、先日の定例会で、国分寺市乳児等通園支援事業の設備運営に関する基準を定める条例、それから、国分寺市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を制定させていただくなど、令和8年度からの本格実施に向けて、現在、準備を進めているところでございます。既に令和7年度から、本市におきましても、未就園児を対象とした事業といたしまして、東京都の類似事業である「多様な他者との関わりの機会の創出事業」を活用しまして、「未就園児の定期的な預かり事業」を市内の一部の認可保育所、幼稚園で行っております。この東京都の事業につきましては、令和8年度から国制度の実施を前提とした上乘せ事業とする方針が示されているところでございます。

これらを踏まえまして、本市では、令和8年度以降につきましては、国の「乳児等通園支援事業」、東京都の「多様な他者との関わりの機会の創出事業」、こちらを組み合わせた「国分寺市子ども誰でも通園制度」として実施していく予定でございます。

東京都の事業の内容等が、まだ詳細が示されていないところもあるんですが、令和8年度どういった内容で実施する予定なのかについて、一定の整理ができましたので、ここで報告をさせていただきたいと思っております。

まず、1番の実施目的につきまして、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整えるということ、それから、在宅子育て家庭が地域や社会的資源につながることで、保護者の孤立感や育児不安の軽減を図っていくこと、こちらを目的とした制度となります。

2番の対象者につきましては、保育所や幼稚園等に在籍していないゼロ歳6か月から2歳児クラス相当の子どもといたします。

次に、3番の実施内容についてでございます。(1)の実施施設につきましては、現時点となりますが、認可保育所7施設、幼稚園2施設の計9施設を予定しております。

(2)利用方法及び頻度につきましては、できるだけ多くの方に利用してもらえよう、週一、二回程度の定期的な利用を基本といたします。

(3)利用時間につきましては、国制度、月上限10時間と定められているのですが、こちらは都事業を活用して利用時間を上乘せする予定でございます。

(4)利用料につきましては、国が示している1時間当たり300円を標準に各施設で設定することとなっておりますが、こちらにつきましても都事業を活用して、無償としていく予定でございます。

今、都の事業の詳細が全て明らかとなっていない部分があり、まだ内容が固まっていない部分があるんですが、こちらについてはそれらが示された後、検討を整理して、決まり次第、順次ホームページ等で周知していく予定でございます。

続きまして、3番の利用の流れにつきまして、簡単に説明をさせていただきます。まず、こども誰でも通園制度の利用に当たりましては、利用を希望する保護者の方がスマートフォンなどで、国が構築した総合支援システムを利用して、市に対して利用の認定申請をしていただきます。そして、利用資格を満たす認定証の交付を受けていただくこととなります。その後、利用を希望する施設に、このシステムを使って事前面談の予約を入れていただきまして、施設のほうで初回面談を行っていただきます。その後、施設等を利用する日時等を調整していただいて、実際に利用していただくという流れになります。利用した後の流れとしては、施設のほうで毎月利用の実績管理をシステム上で入力していただいて、毎月給付費等を市のほうに請求をしていただき、市で請求内容を審査して、給付費等を支払うという流れとなります。

最後に、今後の予定についてでございます。資料にお示ししておりますとおり、令和8年2月中旬から市報・ホームページ等で周知を行いまして、2月20日から乳児等支援給付認定申請の受け付けを開始する予定でございます。あわせて、こども家庭センター等の関係機関とも必要な情報共有を行った上で、必要な方に必要な情報が届くように周知を行っていきたいと考えております。その後、3月以降、順次認定証を交付してまいります。事業の開始としては、4月以降、各施設で整い次第、行っていく予定でございます。

報告は以上となります。

○皆川委員長 報告が終わりました。質問のある方は挙手にてお願いします。

○高野委員 御説明ありがとうございました。前の議案審査のときは発言できなかったんですが、本事業については、保育を供給する側の現場レベルから、人手不足であえいでいるのという声がたくさん寄せられているという情報を、他の自治体の議員からお聞きしたんです。本市の場合、そうした声、対応する人員の体制についての不安とか懸念の声は届いてないでしょうか。

○桑野保育幼稚園課長 こども誰でも通園制度につきましては、全施設が実施しなければいけないというわけではなく、この制度・事業を実施するに当たって必要な人員を確保できて、安定的に事業ができるという施設について、所定の手続をしていただいた上で、事業を実施していただくということになっております。今回、9施設実施予定ということで、こちらの施設については、市のほうで意見交換をしっかりとさせていただいて、来年度から事業を実施できるという人員体制のところも含めて、一定の見通しが立っているということで、今、進めているところでございます。

○高野委員 分かりました。もちろん、そういった前提でのスタートにはなるとは思うんですけども、使う側と使われる側、現場とは、若干温度差も違うかもしれないので、ぜひ、その辺は丁寧に意見交換をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。答弁は求めません。

○皆川委員長 ほかに質問のある方。

○星委員 確認ですが、認可保育所7施設というのは、今の定員に空きのある場合に受け付けて、ゼロ歳児のところだけが実質的にいうと、埋まって、もうなくなったのかな。新たに整理して報告ということで、今、御説明いただきましたけど、認可保育所7施設の状況を受け入れて、空き定員利用枠は変わらないんですか。

○桑野保育幼稚園課長 委員のおっしゃるとおり、認可保育所につきましては、定員に空きのある所で、この事業を行うということで、特に変更はございません。

○星委員 新たに整理して説明いただきましたけど、認可保育所の今の状況は変わってないということですね。分かりました。

あと、実施目的で、保護者の孤立感とか育児に対する不安を取り除いていくこともこの目的に入っていますけども、高野委員がおっしゃっておられましたが、保育現場の状況を考えたときに、利用される保護者の皆さんとのお話というのは、実施施設とどんなお話になっているのですか。要するに、預けるだけじゃなくて、お母さんやお父さんの不安とかを聞いてもらえるということも含めた事業ということですよ。その辺は、担保というんですか、どのように行っていく話になっているのか、その辺、御説明いただければと思います。

○桑野保育幼稚園課長 今年度から、先行して都事業を実施しておりまして、来年度実施予定の9施設のうち6施設は、今年度、都事業を行っています。事業の実施状況を直接各園と情報交換をさせていただいて、市として、子育て支援という部分での保護者の方の育児不安であったり、孤立感の解消といった視点も持ちながら、事業を実施してほしいというお話をしております。実際に、お迎えのときなどの機会を捉えて、保護者の方にお子さんの受入れ時の保育の中での様子ですとか、そういったことを伝えつつ、保護者の方から何かあればお話を実際にお伺いして、助言等を行ったということも聞いております。

引き続き、来年度につきましてもそういった視点を持って、保育施設、教育施設につきましては、今後、地域に根差した子育て支援の役割を担う一つとして、さらに、期待がされているところでございますので、そういった視点を引き続き持ちながら、取り組んでいきたいと考えております。

○星委員 既に、先行実施で、そういう相談に乗ったりお話ししたりしているということで、普通に保育園に預けていても、先生と話しする時間ってなかなか取れない部分もあると思うので、保護者が迎えに行ったときに、保護者の相談に乗ったりお話しすることは、結構大変だと思います。いろいろな子どもを見ながらということですので、このところは、今度、本格実施になりますので、実態等を把握していただくことはお願いしたいと思います。まだ、どこにも預けてないお母さんやお父さんの孤立感を少しでも和らげるということは、本当に大切なことだと思いますので、そこは実態把握をお願いしたいと思います。

あと、利用時間が、今、国だと10時間ですが、都だと上乗せできるとありました。都の上乗せは、大体、どれぐらいというような、見込み的なものはあるんでしょうか。

○桑野保育幼稚園課長 今年度も都事業を行っているのですが、今年度の実施内容がそのまま継続されるのかなと見ているのですが、今年度としては、利用料の無償化の関係で、上限の時間としては、月160時間がマックスの設定になるかなと思っております。そこを踏まえて、本市においてどこまで上乗せするかとい

うところを、今後、調整していくところでございます。

○星委員　　マックスが160時間になるんじゃないかという予想だということですね。分かりました。そこはまた、決まったら御報告いただきたいと思います。

最後に、いろいろなサービスが充実してきているんですけども、こども誰でも通園制度と一時保育の違いとは、どういうふうに捉えればいいのですか。一時保育の要望は多いので、様々な議員の皆さんが御要望されているのではないですか。今度、こども誰でも通園制度が始まりますけども、この辺の市の制度の違いとか、整理の仕方について、どういうふうに整理したらいいのかお願いいたします。

○桑野保育幼稚園課長　　一時預かり・一時保育につきましては、保護者の方の御都合で保育の必要性が生じて利用していただく事業です。こども誰でも通園制度については、子どもの育ちに着目した制度・事業でございます。この事業については、お子様の育ちを継続的に見ていくための計画も実施園のほうでつくることになっております。そういった違いが基本的にありまして、来年度から当市で行う子ども誰でも通園につきましては、利用方法としてはスポット的な柔軟利用ではなく、施設のほうと調整していただいて曜日を固定していただいて、週一、二回程度使っていただくようなやり方で、各園のほうで事業を実施していただく方向で、今、調整をしております。

○星委員　　よく分かりました。一時保育と混同して捉えている面がありましたので、そうではなくて、期間とか時間は短いけれども、その施設に通ってくる子ということで、施設のほうで対応していくということでした。そうした意味でいいますと、手を挙げてくれたところから実施していくということはあると思うんですけども、高野委員の言われた保育現場の人手不足の問題とか、あと、仕事をなさっている方は現実にはいらっしやると思いますので、そこのところは、この本格実施に当たりまして、市のほうでも実態把握に努めていただきたいと思います。

○皆川委員長　　ほかに質問のある方。

○松岡委員　　2人の質問で、今回も理解が進んだところでした。最後の星委員の質問で、一時保育・一時預かり事業とのすみ分けとか、違いについて、私も混同していたところがありました。第3回の定例会の厚生文教委員会で資料としても出ていたんですけど、一時預かりのほうは保護者の理由として預かる、こども誰でも通園制度は、子どもの育ちをメインの目的としているというところで理解していたつもりだったんですけども、今回、実施目的のところ、保護者の孤立感や育児不安を円するというのも書かれてあり、ちょっと混同といいますか、子どもの育ちを応援するということはもちろん賛同しているんですけど、ゼロ、1、2、3歳というのは、親とか周りにいる大人の影響というのがすごく大きくて、つながっているようなものなので、子どもの育ちということも、もちろん大事なだけけど、そこには親のケアとか、保護者のストレス緩和であったり、レスパイトというのは大変重要なところだなと考えていたところなので、国分寺市子ども誰でも通園制度として、このようにまとめていただいて理解が進んだということがありました。

対象のところでも、いきいき計画の追加といいますか、前回の委員会でも出ていたと思うんですけど、満3歳の誕生日を迎えた日から年度末について検討するというところだったと思うので、そこも対象者の中に入れてもらえた、2歳児クラス相当の子たちは全員対象になるというところもまとめていただいて、よかったかなと思っていますところですよ。

理解が進んだのでお聞きしたいのは、今後の予定のところ、事業の周知に市報・ホームページ等というふうにあります。利用認定申請のところ、スマートフォンを使うということなので、母子モを活用す

るのはどうかというふうに思っているんですけども、こういったことはどのように検討されているのか、教えていただけたらと思います。

○桑野保育幼稚園課長　今、委員がおっしゃった母子モにつきましても、これまで新たな事業としてベビーシッター利用支援事業であったり、定期利用保育だったり、そういった事業の周知にも母子モを活用してまいりましたので、そういったツールも活用して広く周知を図っていきたいと考えております。

○松岡委員　分かりました。必要な方に必要な情報が届くように、引き続きお願いしたいと思います。

○皆川委員長　ほかに質問のある方。

（「なし」と発言する者あり）

○皆川委員長　それでは、報告事項3番を終わります。



○皆川委員長　報告事項4番 **その他**の報告をお願いいたします。

○荒田高齢福祉課長　地域密着型サービス認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の廃止について報告いたします。資料はございません。

地域密着型サービス認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の市内事業所の一つが廃止をしております。昨年、令和7年8月4日に廃止の届出を収受しており、8月31日に廃止しました。廃止に当たっては、事前に事業所より市にお話がありまして、当該グループホームは定員が12人でありましたが、利用者の意向の状況につきまして、随時、市でも確認しておりまして、廃止までに完全に移行が完了していることを確認しております。

現在、第9期介護保険事業計画の計画期間中ではございますが、今期の計画では一定の整備率の基準を満たしているため、施設の新設は行わないこととしていた中で、12人の定員分が減少したことについての影響を確認してまいりました。

当市のグループホームの整備率につきましては、当該施設の廃止前は多摩26市中一番高い状況にございました。当該施設廃止後も26市の中では高い水準を維持しております。そういった状況ではございますが、現在、市内にあるグループホームの利用状況から、ニーズが高いと担当では考えておりますので、都の補助金などについても確認しまして、施設整備については時間がかかるものでございますので、令和9年度からの次期計画を待たずに、来年度施設整備に着手していく方向の整理ができましたので、ここでの報告とさせていただきます。

説明は以上でございます。

○皆川委員長　報告が終わりました。質問のある方、挙手にてお願いします。

○星委員　廃止の要因はどういったことで廃止という決断になったのか、この辺、御説明お願いいたします。

○荒田高齢福祉課長　事業所のほうから、経営状況から難しいということでのお話でありました。グループホームなんですけども、大体1つのユニットが9人掛ける2つのユニットで18人とか、それ以上のものでの経営が、経営を安定させるために収益率というか、稼働率とかを考えると、運営がしやすい形なんですけども、この事業所につきましては、1つのユニットが6人掛ける2ユニットの12人の定員で経営してきたところもありまして、このままの継続が難しいというお話をいただいております。

○星委員　規模が適正な利益を出せるような規模じゃなかったという御説明ですけど、介護職員等々の人員確保が難しくってということではないですか。そういう人員問題、今はどこでも人手が足りないというこ

とでありますけど、その辺の要因というのはなかったのか、この辺いかがでしょうか。

○荒田高齢福祉課長　どこの介護施設でも、今、人員については難しい状況でありますので、そこについても全くそこが難しくなかったというわけではありませんが、一番の要因については経営の状況ということで聞いております。

○星委員　分かりました。次、令和8年度施設整備を行っていくということでありましたが、そのとき人の問題というのも出てくると思いますので、確認をさせていただきましたが、今、分かっているのは規模のことだったということで。

○皆川委員長　ほかに質問のある方ございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長　では、その他の報告1点目、終わります。

次の報告をお願いいたします。

○大日向公民館課長　恋ヶ窪公民館空調機更新修繕に伴う休館について報告させていただきます。資料はございません。

令和7年10月31日の閉会中の本委員会において、恋ヶ窪公民館の空調機が故障し、応急的に対応しているものの、再度不具合が発生するおそれが非常に高い状況にあるため、予備費による予算措置を行い、更新修繕に向けて手続を進めていくという報告をさせていただいているところです。10月20日に事業者が決定しまして、契約締結後、事業者と修繕工事等の日程調整を行いました。国分寺市立公民館設置及び管理に関する条例第4条の休館の規定により、令和8年2月16日から2月26日までを休館とするということで進めさせていただいております。

報告は以上となります。

○皆川委員長　報告が終わりました。質問のある方はいらっしゃいますか。

○高野委員　市内の施設の空調設備を理由とする休館等が結構相次いでいるような気がするんですが、今回の空調設備を理由とする休館というのは、冬で空調が必要だからということですよ。それで、夏とかは暑いので空調が効かないとか、冬は寒くて効かないということなので、これ、もしかしてやっていたらごめんなさいなんですけど、一斉点検とかして、それで空調が要らないときに工事とかやって、なるべく休館を防ぐ対応というのはできないものなんでしょうか。これは全体的なお話になってしまうかもしれませんけど。

○皆川委員長　公民館に限って、お答えいただければと思います。

○大日向公民館課長　恋ヶ窪公民館の空調機は23年経過していて、不具合が続いていたところで、応急的な処置をして、今回、更新ということを決めたところなんですけど、その他の空調設備につきましても年に1回点検は行っているところなんですけど、公民館施設におきましては、全てではないですが、設置してから長い期間たっているところがございますので、順番に更新の修繕を考えているところがございます。

○高野委員　年に1回は点検をされて、応急的な措置で、ある意味、ずっとだまされだまされやってきたけど、今回、大がかりになって、ちなみに、休館の期間はどれくらいなんですか。

○大日向公民館課長　2月16日から2月26日となります。

○高野委員　そんなに長くはないですね。分かりました。ありがとうございます。

○皆川委員長　よろしいですか。ほかに質問のある方。ございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長　では、以上でその他事項を終わります。

では、以上で報告事項、その他も終了といたします。

続いて、陳情の審査を行います。説明員の皆さんは以上となります。

ここで委員会を暫時休憩いたします。

午前11時47分休憩

午前11時56分再開

○皆川委員長　それでは、委員会を再開いたします。



○皆川委員長　**陳情第7-3号 すべての中学生が温かい給食を食べられる仕組みの検討を求める陳情を議題**といたします。

まず、初めに、議会事務局より報告をお願いいたします。

○鈴木議会事務局次長　それでは、陳情第7-3号、すべての中学生が温かい給食を食べられる仕組みの検討を求める陳情につきまして、追加の署名簿の提出がございましたので、御報告をさせていただきます。

まず、令和7年12月1日に60人分の提出がございまして、内訳といたしましては市内の方が39人、市外の方が21人となっております。次に、令和8年1月19日付で74人分の提出がございまして、内訳といたしましては市内の方が32人、市外の方が42人となっております。累計人数といたしましては合計で324人。その内訳といたしましては市内の方が188人、市外の方が136人となります。

御報告は以上となります。

○皆川委員長　報告が終わりました。それでは、本陳情の審査に当たって、御意見等のある方は挙手をお願いいたします。

○松岡委員　前回、調査を依頼させていただきまして、親子調理方式を導入されている八王子市と昭島市、調布市、町田市、西東京市の例を見ていただき、大変参考になりました。ありがとうございます。見てみますと、親子調理方式と一言で言っても、小学校で作って行って中学校に運ぶ、その逆もあり、また配食、調理食質についても本当にばらつきがあるなど見ていました。国分寺市ではどのようにできるのかなというところも考えたりはしますが、まだ、検討であったり、調査のようなことも必要なのかなと、今のところでは思っているところです。

○皆川委員長　御意見をいただきました。ほかの方はございませんか。

○木島委員　次の第1回定例会で、新年度の予算が提案され、また、市長からの施政方針の中で、恐らく方向性としては、この食缶方式の導入ということは既に表明もされている部分だと理解しているので、何らかの形で予算化されるんだろうということが考えられる中で、事業の概要などがもう少し明らかになるのではないかという思いもあります。なので、今の松岡委員の御意見も踏まえて、より慎重審査を期する上で、状況を踏まえた上で、検討を深めていきたいと思うので、できれば継続をしてほしいという希望であります。

○皆川委員長　ありがとうございます。今、ただいま、お二人の委員の方から御意見がありました。調査で出していただいた内容もあります。一方では、今後、新年度予算に向けて市長の施政方針であったり、食缶方式についてももう少し具体的なものが出されるだろうということを踏まえて、本陳情に関しては少し慎重に考えていくべきだろうという御意見だったと思います。

このような意見を踏まえまして、お二人の意見ではありますけれども、この陳情第7-3号については継続審査とすることにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 御異議なしと認め、本件は継続審査とすることに決しました。

では、以上で本日の厚生文教委員会を終了といたします。お疲れさまでした。ありがとうございます。

午後0時00分閉会